

聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的 その他の教育・研究上の目的に関わる規則

(目的)

第1条 この規則は、聖隷クリストファー大学学則第1条第2項及び聖隷クリストファー大学大学院学則第5条第3項の規定に基づき、聖隷クリストファー大学及び聖隷クリストファー大学大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的を定めることを目的とする。

(学部・学科の目的・目標)

第2条 聖隷クリストファー大学の各学部、学科及び専攻における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的・目標は、次のとおりとする。

1) 看護学部

【教育目的】

看護学部では、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供するために、進歩する看護専門分野及び関連諸学の知識と技能を統合し、多職種連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できる看護学分野の指導的人材として労を厭わぬ実践ができる看護専門職者を育成することを目的とする。

【教育目標】

看護職を志すものとして身につけるべき態度・知識・技能を修得するために、1)建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかると共に、多様な価値観を寛容し、人間理解を深めます、2)人間や環境についての基礎知識を幅広い視野から体系的に修得する能力を育成します、3)対象者の成長・発達段階及び健康段階、看護の場の特性を踏まえて、対象の理解と看護に関する基本的な知識と理論、技能を育成します、4)看護の役割拡大を見据え、生涯にわたり看護専門職として看護学を探究する能力を育成します。

2) 社会福祉学部

【教育目的】

社会福祉学部は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の福祉と生活上の困難を抱える人々の自立及び生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設、多職種との連携、協働して、その責務を果たすことができる高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた福祉専門職者を養成することを目的とする。

【教育目標】

社会福祉学部は、多様な文化や価値観の理解を土台に、介護や生活支援、相談援助等を必要とする人々の日常生活あるいは社会生活を送る上での諸問題を、家族や地域社会といった社会関係の中で受容的・共感的に理解し、科学的に評価し、必要な福祉的支援を多職種と連携・協働する中で実施すること、あわせて地域共生社会の構築に貢献することを目指し、そのために必要な専門的態度・知識・技術を習得することを目標とする。

3) リハビリテーション学部

【教育目的】

リハビリテーション学部では建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、高度な知識・技能を修得し、また多職種との連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できるリハビリテーション分野の指導的人材となるリハビリテーション専門職者を育成することを教育目的とする。

【教育目標】

リハビリテーション専門職を志すものとして、1)自ら判断し行動する能力と学問的志向性を養う。2)心身機能や疾患・障害特性に関する高度の専門的知識・技術を獲得し、科学的な思考力と、人の心理・社会的側面を視野に入れた幅広い実践能力を養う。上記を踏まえ、多職種と連携・協働し、科学的、客観的な思考力と実践力のある専門職として、専門分野ならびに関係領域の発展に貢献できる人材の養成を目標とする。

4) 国際教育学部

【教育目的】

国際教育学部は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、こどもに関わる国際水準の教育・保育の専門性と国際的な視点に立って多様な人々が支え合い、学び合い、育ち合う地域共生社会を実現できる実践力を兼ね備えたこども教育の専門職者の養成を目的とします。

【教育目標】

1)グローバル社会に対応する専門職者を志すものとして、学生自らが、国際的視野を持ち、人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識することを目標とします。(創造的な活動・SDGsに関連する活動等を通して)2)社会に貢献したいという熱意をもって、保育・教育・心理に関する専門的知識・技術や態度(価値観)を主体的に身につけます。さらに、在学期間に留まらず、生涯にわたり探究を続ける意欲を引き出すことを目指します。3)保育・教育・心理の現場・コミュニティでの体験的学びを重視し、実践力を育みます。

(研究科の目的・目標)

第3条 聖隷クリストファー大学大学院各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的・目標は、次のとおりとする。

(1)看護学研究科

1) 博士前期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に立って学識を深め、看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神に基づいた倫理観を纏い、看護学分野におけるより良い実践に必要な課題を明確にするとともに、課題解決に向けて探求する能力を育成する。看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育成する。高度実践看護学教育課程の目標は以下を追加する。各専門分野における高度実践看護専門職として、科学的根拠に基づいた知識と技能を有し、高い分析力・判断力を身につけ、卓越した実践能力を育成する。

2) 博士後期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、看護学について自立して研究活動を行う優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

生涯にわたり看護学の発展に貢献できる高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神に基づいた高い倫理観を纏い、学際的・国際的な視野を持つとともに、自立した研究活動に必要な専門性、創造性、応用力を身につけ、多職種連携・協働の中でリーダーシップを発揮する能力を育成する。

(2) リハビリテーション科学研究科

1) 博士前期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に立って学識を深め、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学など、リハビリテーション分野における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

高い倫理観を身につけ、リハビリテーション分野における最新の専門知識や技能を習得した高度専門職業人を育成する。また、諸課題の現状を分析し、解決方法の検討し実行できる人材を育成する。研究方法を学び、論理的思考力や科学的検証力を高める。多職種連携や協働の重要性を理解し、コミュニケーション力が高い専門職業人を育成する。

2) 博士後期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学等、リハビリテーション科学分野について自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

リハビリテーション分野で自立した研究活動ができ、優れた専門性と人間性を備えた高度専門職業人を育成する。また、高い倫理観を身につけ、現状の諸課題を分析した上で自ら問題解決を図る活動ができる人材を育成する。自ら研究を計画実行し新規性が高い事実を理論化し公表できる人材を育成する。海外を含めた多くの専門職や研究者との連携を通じて、リーダーシップを発揮し人々の健康、福祉、安寧に貢献する人材を育成する。

(3) 社会福祉学研究科

1) 博士前期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を

身につけ、広い視野に立って学識を深め、社会福祉学及び介護福祉学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

社会福祉学の理論、思想・歴史、援助論と制度・政策論について、ミクロからメゾ、マクロまで広い視野に立って学識を授け、社会福祉の諸領域において専門性の高い実践を遂行できる高度専門職業人を育成する。

2) 博士後期課程

【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、社会福祉学の各専門分野について自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

【教育目標】

博士学位論文の作成指導を通して、研究者として自立した研究活動に必要な、または、専門性の高い実践を遂行するために必要な、高度な研究能力、応用能力およびその基礎となる豊かな学識を備えた人材を育成する。

第4条 この規程は、各学部教授会、各研究科委員会の意見を聴き、大学部長会の議を経て、理事会が決定する。

附則	2010年3月25日制定
附則	2011年4月1日一部改定(社会福祉学部・リハビリテーション学部学科制移行、大学院改編に伴う変更)
附則	2013年4月1日一部改定(社会福祉学部臨床介護福祉学科の名称変更)
附則	2017年4月1日一部改定(学部及び研究科の目的と教育目標の改定)
附則	2019年4月1日一部改定(社会福祉学部及びこども教育福祉学科の目的・目標の改定)
附則	2020年4月1日一部改定(社会福祉学科及び介護福祉学科の目的・目標の改定)
附則	2023年4月1日一部改定(国際教育学部設置に伴う変更、学部・学科の目的・目標、研究科の目的・目標の改定)